

都市計画道路 伊駒アルプスロード線

環境影響評価書
要約書

平成31年1月

長野県

— 目 次 —

第 1 章	都市計画対象道路事業の名称	1-1
第 2 章	都市計画決定権者の名称	2-1
2.1	都市計画決定権者の名称	2-1
2.2	事業者の名称	2-1
第 3 章	都市計画対象道路事業の目的及び内容	3-1
3.1	都市計画対象道路事業の目的及び整備効果	3-1
3.1.1	都市計画対象道路事業の目的	3-1
3.1.2	都市計画対象道路事業の整備効果	3-2
3.2	都市計画対象道路事業の内容	3-5
3.2.1	都市計画対象道路事業の種類	3-5
3.2.2	都市計画対象道路事業の位置	3-5
3.2.3	都市計画対象道路事業実施区域の位置	3-5
3.2.4	都市計画対象道路事業が通過する市村	3-8
3.2.5	都市計画対象道路事業の規模	3-8
3.2.6	都市計画対象道路事業の区間	3-8
3.2.7	都市計画対象道路事業に係る道路の車線数	3-8
3.2.8	都市計画対象道路事業に係る道路の区分	3-9
3.2.9	都市計画対象道路事業に係る道路の設計速度	3-9
3.2.10	都市計画対象道路事業に係る道路構造の概要	3-9
3.2.11	都市計画対象道路事業に係る道路の計画交通量	3-10
3.2.12	基本的構造	3-12
3.2.13	都市計画対象道路事業の工事計画の概要	3-17
3.3	その他の都市計画対象道路事業に関する事項	3-27
3.3.1	都市計画対象道路事業の経緯	3-27
3.3.2	計画段階環境配慮書以降方法書までの経緯	3-31
3.3.3	環境保全への配慮事項	3-34
第 4 章	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況	4-1
4.1	自然的状況	4-2
4.2	社会的状況	4-4
第 5 章	計画段階環境配慮書における調査、予測及び評価の結果	5-1
第 6 章	配慮書について国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解	6-1
第 7 章	配慮書について一般の環境の保全の見地からの意見と 都市計画決定権者の見解	7-1
第 8 章	配慮書について関係する行政機関の意見と都市計画決定権者の見解	8-1
第 9 章	方法書についての意見と都市計画決定権者の見解	9-1
9.1	方法書について意見を有する者の意見の概要及び それに対する都市計画決定権者の見解	9-1
9.2	方法書について長野県知事の意見及び それに対する都市計画決定権者の見解	9-3

第 10 章	準備書についての意見と都市計画決定権者の見解	10-1
10.1	準備書について意見を有する者の意見の概要及び それに対する都市計画決定権者の見解	10-1
10.2	準備書について長野県知事の意見の概要及び それに対する都市計画決定権者の見解	10-4
第 11 章	都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、 予測及び評価の手法	11-1
11.1	選定項目及びその選定理由	11-1
11.2	選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由	11-1
11.3	専門家による技術的助言	11-27
第 12 章	都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の結果	12.1-1
12.1	大気質	12.1-1
12.1.1	自動車の走行に係る大気質 (二酸化窒素 (NO ₂) 及び浮遊粒子状物質 (SPM))	12.1-1
12.1.2	建設機械の稼働に係る粉じん等	12.1-14
12.1.3	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る粉じん等	12.1-20
12.1.4	建設機械の稼働に係る大気質 (二酸化窒素 (NO ₂) 及び浮遊粒子状物質 (SPM))	12.1-29
12.1.5	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る大気質 (二酸化窒素 (NO ₂) 及び浮遊粒子状物質 (SPM))	12.1-41
12.2	騒音	12.2-1
12.2.1	自動車の走行に係る騒音	12.2-1
12.2.2	建設機械の稼働に係る騒音	12.2-22
12.2.3	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音	12.2-30
12.3	振動	12.3-1
12.3.1	自動車の走行に係る振動	12.3-1
12.3.2	建設機械の稼働に係る振動	12.3-10
12.3.3	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動	12.3-18
12.4	低周波音	12.4-1
12.4.1	自動車の走行に係る低周波音	12.4-1
12.5	水質	12.5-1
12.5.1	切土工等又は既存の工作物の除去、工事施工ヤードの設置、工事用道路等 の設置に係る水の濁り及び水底の掘削に係る水の濁り並びに水の汚れ	12.5-1
12.6	水象	12.6-1
12.6.1	道路（地表式又は掘割式）の存在及び 切土工等又は既存の工作物の除去に係る河川	12.6-1
12.6.2	道路（地表式又は掘割式）の存在及び 切土工等又は既存の工作物の除去に係る地下水	12.6-14
12.7	地形及び地質	12.7-1
12.7.1	道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在、工事施工ヤードの設置及び 工事用道路等の設置に係る地形及び地質	12.7-1
12.8	日照阻害	12.8-1
12.8.1	道路（嵩上式）の存在に係る日照阻害	12.8-1
12.9	動物	12.9-1
12.9.1	道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在、建設機械の稼働、 工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置に係る動物	12.9-1
12.10	植物	12.10-1
12.10.1	道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在、工事施工ヤードの設置、 工事用道路等の設置に係る植物	12.10-1

12. 11	生態系	12. 11-1
12. 11. 1	道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在、工事施工ヤードの設置、 工事用道路等の設置に係る生態系	12. 11-1
12. 12	景観	12. 12-1
12. 12. 1	道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る景観	12. 12-1
12. 13	人と自然との触れ合いの活動の場	12. 13-1
12. 13. 1	道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在及び工事施工ヤードの設置に係る 人と自然との触れ合いの活動の場	12. 13-1
12. 14	文化財	12. 14-1
12. 14. 1	道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る文化財	12. 14-1
12. 15	廃棄物等	12. 15-1
12. 15. 1	切土工等又は既存の工作物の除去に係る廃棄物等	12. 15-1
第 13 章	都市計画対象道路事業に係る環境影響の総合的な評価	13-1
第 14 章	事後調査	14-1
14. 1	環境影響評価法に基づく事後調査	14-1
14. 2	長野県環境影響評価条例に基づく事後調査	14-3
第 15 章	国土交通省関東地方整備局長及び都市計画同意権者の意見と 都市計画決定権者の対応	15-1
第 16 章	都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の委託先	16-1

※本評価書には、原則平成 30 年 7 月末までに公表されている資料を記載している。

※本評価書の目次及び本文では、長野県報第 2778 号に記載されている「都市計画対象事業」は『都市計画対象道路事業』に、「都市計画対象事業が実施されるべき区域」は『都市計画対象道路事業実施区域』に、「都市計画道路伊駒アルプスロード線」は『計画路線』と示している。

本書に使用する地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 20 万分の 1 地整図及び 5 万分の 1 地形図を複製したものである。（承認番号 平 30 情複、第 455 号）
なお、地図を複製する場合には、国土地理院長の承認を得なければならない。